

○財務省告示第二号

支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を、財務大臣が特に指示する場合のほか、次のように定め、令和七年四月一日から適用し、支出官事務規程第十一条第二項第四号に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（令和五年十二月財務省告示第三百二十号）は、同日から廃止する。

令和七年一月七日

財務大臣      加藤   勝信

- 一 アメリカ合衆国通貨    一ドルにつき本邦通貨一五〇円
- 二 英国通貨    一スターリング・ポンドにつき本邦通貨一九二円
- 三 欧州経済通貨統合参加国通貨    一ユーロにつき本邦通貨一六三円
- 四 オーストラリア通貨    一オーストラリア・ドルにつき本邦通貨一〇〇円
- 五 カナダ通貨    一カナダ・ドルにつき本邦通貨一一〇円
- 六 シンガポール通貨    一シンガポール・ドルにつき本邦通貨一一三円
- 七 スイス通貨    一スイス・フランにつき本邦通貨一七一円
- 八 スウェーデン通貨    一スウェーデン・クローネにつき本

邦通貨一四円

九 タイ通貨 一〇〇バーツにつき本邦通貨四二五円

十 中華人民共和国（香港特別行政区）通貨 一香港・ドルにつき本邦通貨一九円

十一 デンマーク通貨 一デンマーク・クローネにつき本邦通貨二二円

十二 ノルウェー通貨 一ノルウェー・クローネにつき本邦通貨一四円

十三 ロシア通貨 一〇〇ルーブルにつき本邦通貨一六六円

十四 アラブ首長国連邦通貨 一ディルハムにつき本邦通貨四一円

十五 チェコ通貨 一〇〇コルナにつき本邦通貨六五四円

十六 ニュージーランド通貨 一ニュージーランド・ドルにつき本邦通貨九二円

十七 サウジアラビア通貨 一リヤールにつき本邦通貨四〇円

十八 インド通貨 一〇〇ルピーにつき本邦通貨一八〇円